

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税非課税世帯や令和 6 年 1 月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する臨時的な給付金です。
(令和 6 年12月13日現在安田町に住民登録のある方が対象です。)
- 受給にあたっては、手続きが必要な場合と不要な場合があります。

給付金の支給額

1 世帯あたり 3 万円
(子ども 1 人あたり 2 万円加算)

給付金の支給時期

安田町が確認書(または申請書)を受理した日から 3 週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

※住民税課税者の扶養親族(専従者含む)のみの世帯は非課税世帯であっても支給対象外となります。

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

①世帯全員が令和6年度
「住民税非課税」
の世帯のうち、令和 5 年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金等を口座で受給した世帯
※世帯構成に変更がない世帯

②世帯全員が令和 6 年度
「住民税非課税」
の世帯のうち、①以外の世帯

令和 6 年 1 月～12 月の
収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯
(家計急変世帯)

支給のお知らせが届きます

受給を希望される場合は、
手続きは不要です。

受給を希望しない場合は、
申出が必要です。

給付金は 4 月末頃に支給予定です。

確認書が届きます
(要返送)

※申請が必要な場合があります

提出期限
令和7年7月31日(木)
(消印有効)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限
令和7年7月31日(木)
(消印有効)

※申請時点で安田町に住所がある方が対象です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税が非課税の世帯 ※表面②に該当する世帯

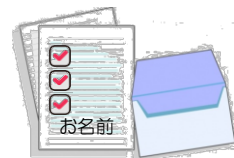
(1) **世帯の全ての方が**、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して返信してください。

【確認事項】

- ・記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないか 等



(2) 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に役場町民生活課窓口へ直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和6年1月から12月までの収入）が市町村民税非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。 ※提出書類については、お問い合わせください。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に役場町民生活課の窓口へ直接または郵送でご提出ください。

! 収入状況についての申し立てが必要です。虚偽の申し立てをした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

安田町役場町民生活課

TEL (0887) 38-6712 / FAX (0887) 38-6780

【受付時間】8:30~17:15（土・日・祝日を除く）